

平成 25 年 6 月 13 日

「UBS 国際分散投資ファンド」および
「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」受益者の皆様へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「UBS 国際分散投資ファンド」および「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」(以下「当ファンド」)につきまして、下記日程にて信託を終了(繰上償還)させていただく予定とし、所要の手続きを実施しておりますのでお知らせいたします。

なお、当該信託終了(繰上償還)につきましては、当ファンドが主要投資対象とする「UBS 国際分散投資マザーファンド」において、投資方針に従った運用を維持するうえで必要な投資対象である投資信託が償還されることとなり、今後投資方針に従った運用を継続することが困難な状況であることから、弊社としましては、やむを得ないものと判断いたしました。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

● 手続きおよび信託終了(繰上償還)に関するスケジュールについて

- ① 公告日(日本経済新聞朝刊) : 平成 25 年 6 月 13 日
- ② 受益者による異議申立期間 : 平成 25 年 6 月 13 日から平成 25 年 7 月 16 日まで
- ③ 信託終了(繰上償還)可否決定日 : 平成 25 年 7 月 17 日
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間 : 平成 25 年 7 月 18 日から平成 25 年 8 月 6 日
- ⑤ 信託終了(繰上償還)予定日 : 平成 25 年 8 月 21 日

※ 公告日(平成 25 年 6 月 13 日)現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの信託の終了(繰上償還)に対しご異議を申し立てることができます。

なお、平成 25 年 6 月 11 日以降のお申込みにより取得された方および平成 25 年 6 月 10 日以前のお申込みにより解約された方は、この信託の終了(繰上償還)に対しご異議を申し立てるこ

とはできません。

[繰上償還を行う場合]

上記②の期間中にご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年8月21日に当ファンドが繰上償還されます。

[繰上償還を行わない場合]

ご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

なお、この場合、当ファンドは存続することになりますが、従前通りの運用の継続は困難であることから投資方針を見直す予定です。

※ 受益者の方には、販売会社を通じて、「信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上